HOKKAIDO UNIVERSITY

| | |
|---|---|
| Title | 世界のルールの作り方・使い方　第１回 : 食の安全と国際経済 - 成長ホルモン・遺伝子組み換え食品の輸出入をめぐる攻防 |
| Citation | 世界のルールの作り方・使い方　第１回 : 食の安全と国際経済 - 成長ホルモン・遺伝子組み換え食品の輸出入をめぐる攻防. 2015年7月3日(金). 北海道大学法学研究科附属高等法政教育研究センター、北海道大学附属図書館, 札幌市 |
| Issue Date | 2015-07-03 |
| Doc URL | http://hdl.handle.net/2115/59545 |
| Type | lecture |
| Additional Information | There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL. |
| File Information | 01.pdf (第一部基礎編スライド：国際法ガバナンスの基礎) |

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

# 世界のルールの作り方･使い方
## ―国際法ガバナンスの基礎

大学院法学研究科
児矢野マリ

# 世界のルール―国際法―とは何か？

- 国際社会の法　⇒国際社会の「法の支配」の基礎
- 国際法は法規範　⇒違反すれば法律違反・制裁へ
- 存在形式は、条約と慣習法
- 目的は、主権国家の共存と相互協力の実現・促進
- 主権国家間の関係を規律

　⇒国家間関係の規律を通じて、私人の活動（経済活動等）を規制

- 国際社会の基本構造（中央集権的権力機構の欠如。相互対等な主権国家から成る分権的構造！）

　⇒国際法における諸々の特徴と限界　cf. 国内法

# 国際法の目的―主に2つ

- 国家の共存を支える
  ＝国家間の利害対立や競合利益を調整し、国際紛争の発生や悪化を防ぐ
- 国家間の協力を推進する
  ＝国家間の相互協力を推進し、国家が共通に直面する課題（経済発展、人権保障、環境保全、平和・軍縮等）の解決を促す

# 国際法の大前提

- 主権国家は平等（形式的/実質的平等）
- 「合意は拘束する」（*pacta sund servanda*）

＝国際法の基礎は国家間の合意！

- 国際社会には多様な国家が存在（⇒価値多元主義）
- 国際社会には、一定の普遍的な価値（経済発展、人権保障、環境保全、平和・軍縮）があり、国家はそのような価値の実現に共通の利益を見出している（とくに20世紀半ば～）

cf. その具体的内容、実現方法、道筋、優劣関係・・？

# 国際法の存在形式ー条約と慣習法

- 条約：締約国のみを拘束。無限の数あり。
  - 多数国間条約
    - 普遍条約 e.g. 国連憲章、WTO設立協定、女性差別撤廃条約、国連海洋法条約、京都議定書、核不拡散条約（NPT）
    - 地域条約　e.g. EU運営条約、北米自由貿易協定
  - 二国間条約　e.g.日米安全保障条約、日豪経済連携協定
- 慣習法：全ての国を拘束

  e.g. 公海自由の原則、武力の行使・武力による威嚇の禁止、内政不干渉原則、拷問の禁止、集団殺害（ジェノサイド）の禁止
  - 多くの重要な原則あり。
  - 条約に明文化（法典化）されたものも多い。
  - 成立2要件（認定問題あり）：法的信念＋一般的慣行

# 国家による国際法の遵守

- 国家は、国際法（条約と慣習法）を遵守しなくてはならない。
- 国際法の遵守とは、国際法（条約と慣習法）の定める作為・不作為を実践すること。

  e.g. 例外的に許容される場合を除いて、他国を武力攻撃しない。
- 国際法上の義務が国内社会に関わる内容を含む場合には、国家は自国の関連国内法令を整備（制定・改廃）し、それを国内で執行しなくてはならない。そうしないと、国際法違反になる。

  e.g. 女性差別撤廃条約を遵守するための日本の国籍法の改正（1985年）：父系血統主義から両性血統主義への転換。
- 国際法は、各国の国内法制を「平準化」し、国内社会を変えていく。

# 国際法の履行強制における限界

- 国際社会は分権的　←中央集権的権力機構の欠如
  ⇔中央集権的な国内社会
- 行政：強制権限をもつ中央集権的な行政機関はない
  ⇔国内社会における行政府（警察機構等）
- 司法：国際裁判所（国際司法裁判所等）は原則として強制管轄権をもたない（裁判開始には当事国間の合意が不可欠）
  ⇔国内裁判所

  But, WTOは例外的！（加盟国の一方的提訴による紛争解決）
- 一般に・・・国際法の履行強制における制度上の限界

# しかし、国家は一般によく国際法を守る！

- なぜ、国家は国際法を守るのか？
  - 国家は、そもそも遵守が利益と考えたから条約に入いった。
  - 違反すると相手国も同様の違反をして自国利益が害されかねない（相互主義）。
  - 違反国のレッテルはプライドが許さない。
  - 違反すると思わぬところで他国から仕返しを受ける。
  - 遵守するよう国内外で圧力がかかる。
- 一定の多数国間条約で「対話と説得」の手法による遵守確保メカニズムを導入する傾向もある。

  e.g. 人権条約、環境条約の国家報告・審査手続、不遵守手続

# しかし、国際紛争は起きる！ー
# 国際法の解釈・適用めぐる国家間の争い

- 国際法（条約と慣習法）はあっても、その解釈・適用をめぐり国家間で見解が対立することはある。
- そうした対立が激化して国際紛争になることもある。
- こうして、国際紛争が発生してしまったらー

  ⇒外交交渉？調停？仲裁？国際裁判・・・？

- 国際貿易のルールのあり方は？また、その解釈・適用について国際紛争が発生してしまったら？ー

  ⇒「世界のルールの作り方・使い方」第2セッション [応用編：食の安全と国際経済]へ

# Thank you very much!

koyano@juris.hokudai.ac.jp